苫監第２０９号
令和８年１０月３０日

請　求　人
（　氏　　名　）　様

苫小牧市監査委員　斉　藤　　和　典

苫小牧市監査委員　神　山　　哲太郎

地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求について（通知）

令和８年９月３０日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められ、不適法であると判断しました。

よって、本件請求を却下し、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求について請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めていますが、本市においては、外部監査契約に基づく監査に関する条例を定めていないことから、請求に応じられないことを申し添えます。

記

本件請求において請求人は、市が行った苫小牧市職員等の通勤自動車の駐車に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく使用料の賦課及び徴収が、苫小牧市財産条例（以下「条例」という。）及び苫小牧市公有財産規則（以下「規則」という。）に定める使用料算定基準（固定資産評価額に準じた評価額に1,000分の6.5を乗じた額）に基づく額を超えていることは違法又は不当であるとして、要綱に基づく使用料の徴収を停止し、要綱の使用料の算定基準を条例及び規則と整合させるなど必要な条例・規則を整備し、それまで要綱に基づいて徴収した使用料につ

いて、不当な利得を対象者へ還付する措置を求めるものと解される。
また、請求人は、本市が所有する行政財産の管理について、行政内部の指針である要綱を根拠とした金銭の徴収が条例及び規則の定める範囲を超えていることから、法第２２８条に定める条例主義に反し無効であるとともに、規則改正又は新たな条例の整備を怠っており、財産の管理を怠る事実があると主張している。
さらに、特定の利用者（職員、指定管理者・施設管理受託者等）に一般の行政財産使用料より重い負担を課していることは、差別的かつ不合理な取扱いであり、日本国憲法第１４条第１項及び地方自治法上の平等原則に抵触することや、特定の利用者に対する優越的地位の濫用にあたるおそれがあること、不当利得の返還により市の財政に損害を与えるリスクがあることを主張している。

本件住民監査請求が法第２４２条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

住民監査請求の制度趣旨は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から設けられたものであると解されることからすれば、本件使用料の徴収のように公金の支出、義務の負担ないし財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為は、住民監査請求の対象にはならないと解するのが相当である。
また、請求人は、違法又は不当な公金の賦課・徴収及び財産の管理を怠る事実により不当利得返還請求等の訴訟や損害が生じる蓋然性が高いと主張するが、不当利得返還請求等の訴訟の提起や、本市の敗訴といった実際に起こるか不確定な複数の要素が行為と結果の間に介在しており、請求人の主張する損害の発生は不確定なものと言わざるを得ず、本件使用料の徴収に伴い客観的かつ具体的な損害が生じるおそれがあるとは認められない。
このように、市の財産に何らかの損失やそのおそれが発生しているとは認められず、住民監査請求の要件を欠くことから、どのような財産的損失が発生しているのか具体的に記述するよう補正を求めたが、これに応じる補正はなされなかった。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であり、これを却下する。